

平成 2 1 年 度
税 制 改 正 予 定 事 項
【事項別】

平成 2 0 年 1 2 月
農 林 水 産 省

第1 国内農業の体質強化、農山村地域対策

1 農地に係る税制措置の創設・拡充等

(1) 農地制度の見直しに伴い、農地に係る相続税の納税猶予等について、以下の見直し

市街化区域外の農地に係る相続税の納税猶予

ア 農業経営基盤強化促進法の規定に基づき貸し付けられた農地を適用対象

イ 市街化区域外の農地について本特例の適用を受ける者については、20年間の営農継続により猶予税額が免除される措置を廃止

ウ 猶予期間中に身体障害等のやむを得ない事情により営農継続が困難となった場合は、農地の貸付け（営農の廃止）をしても、納税猶予は継続

エ 災害・疾病等のやむを得ない事情のため一時的に営農できない場合について、営農継続しているものとする取扱いを明確化

オ 納税猶予適用者（20年間の営農継続により猶予税額が免除される者を除く）が、特例適用農地を譲渡等した場合に納付する猶予税額に係る利子税の引き下げ

（注）年3.6%（現行年6.6%）の税率は、特例により年2.2%となる（日本銀行の基準割引率年0.5%の場合）

カ 農用地区域内の特例適用農地を農業経営基盤強化促進法の規定に基づき譲渡した場合については、総面積の20%を超える場合でも、納税猶予の取消事由としない（譲渡した割合に応じた猶予税額及び利子税を納付）

市街化区域内の農地に係る相続税の納税猶予

上記 ウからオまでの措置を講ずる

その他、贈与税の納税猶予等について、所要の見直し

既に農地に係る相続税の納税猶予の適用を受けている者については、上記 ウからカまでを適用。なお、上記 アの適用を受けた場合には、これに加えて、上記 イを適用

(2) 農地制度の見直しに伴い、農業経営基盤強化促進法に創設される農地を面的に集積する事業を実施する法人に係る特例措置の創設、拡充等

農用地域内にある農用地が同法の協議に基づいて、同法人に買い取られる場合の譲渡所得の特別控除（1500万円）の拡充（所得税・法人税等）

同法人に農用地域内にある農用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（800万円）の拡充（所得税・法人税等）

同法人に対しその業務の基金に充てるために支出した負担金等の必要経費（損金）算入の特例の拡充（所得税・法人税等）

同法人が農用地域内の農用地の取得をした場合の当該農用地の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2.0% 0.8%）の拡充（登録免許税）

同法人が農用地域内の農用地等を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充（不動産取得税）

同法人が長期貸付を目的として農用地域内の農地等を取得した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の2/3控除）の拡充（不動産取得税）

同法人が担い手農業者確保事業により農用地域内の農用地等を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充（不動産取得税）

同法人が土地改良法に基づく創設農用地換地を取得した場合の納税義務の免除措置の拡充（不動産取得税）

(3) 農地制度の見直しに伴い、特定農業法人が実施する遊休農地に係る特例措置の創設、拡充等

遊休農地に関する利用権設定等の協議により農用地域内にある土地等を買換えた場合の特例措置の拡充（所得税・法人税等）

遊休農地に関する協議により農用地域内の特定遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2.0% 0.8%）の2年延長等（登録免許税）

特定農業法人が遊休農地に関する協議又は調停により農用地域内の遊休農地を取得した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の1/3控除）の2年延長等（不動産取得税）

(4) 農地制度の見直しに伴い、農業経営基盤強化促進法に創設される農地所有者から農地の売渡等の委任を受け面的にまとめて売渡等する事業に係る特例措置の創設、拡充等

農用地区域内の農用地等を取得した場合の当該農用地等の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2.0% 0.8%）の創設（登録免許税）

農用地区域内の土地を取得（交換による取得を含む）した場合の課税標準の軽減措置（取得価格の1/3控除等）の創設（不動産取得税）

（5）農地に係る次の特例措置の2年間延長等

農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置（2.0% 0.8%）（登録免許税）

農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により土地を取得した場合の課税標準の特例措置（取得価格の1/3控除等）（不動産取得税）

（6）平成21年度以降の農地に対する負担調整措置の存続（固定資産税・都市計画税）

2 農業経営基盤強化準備金制度の拡充・延長

特定農業法人制度の拡充に伴う対象者の拡充（法人税）

事業承継に伴う農業経営基盤強化準備金の引継（所得税）

3 次に掲げる特定地域等における工業用機械等の特別償却制度（機械10%、建物6%）の2年（(5)は1年）延長等

（1）山村振興法に基づく認定法人（第3セクター）に対する特別償却制度の対象法人を、法人一般とする等に改組（特定地域における工業用機械等に係る特別償却制度に山村振興法に基づく振興山村地域を追加）（法人税）

（2）離島振興法に基づく離島振興対策実施地域における工業用機械、農林水産物販売施設等に係る特別償却制度（所得税・法人税）

（3）奄美群島振興開発特別措置法に基づく奄美群島における工業用機械、農林水産物販売施設等に係る特別償却制度の対象業種に情報通信産業を追加（所得税・法人税）

（4）半島振興法に基づく半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度（所得税・法人税）

（5）過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域における工業用機械等の特別償却制度（機械）（所得税・法人税）

- 4 農業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の2年延長（法人税等）
- 5 農業信用基金協会の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4% 0.1%）の2年延長（登録免許税）
- 6 独立行政法人森林総合研究所が行う農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る非課税措置の4年延長（固定資産税・都市計画税）
- 7 農業用軽油免税措置（32.1円/リットル）の存続（軽油引取税）
- 8 次に掲げる不動産登記の登録免許税に係る軽減税率の1年据置
 - （1）農地保有合理化法人が農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記（現行0.8%）
 - （2）農業協同組合が組織再編成を実施する際の不動産の所有権の移転登記に係る税率の軽減措置（現行0.25%）

第2 食品産業の競争力強化

- 1 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（仮称）に規定する生産製造連携事業計画（仮称）について認定を受けたものが、同計画に記載された新用途米穀加工品等製造設備（仮称）の取得等をした場合について、大企業も含めた特別償却制度（30%）の創設（所得税・法人税）
- 2 特定農産加工法に基づく特定農産加工業者が事業基盤強化設備（果汁製造設備・乳製品製造設備等）を取得した場合の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長（所得税・法人税）及び事業用施設に係る事業所税の課税標準の軽減措置（4分の1）の2年延長等
- 3 商品取引所法に基づく委託者保護基金に対する非課税措置等の創設（所得税・法人税・消費税等）
- 4 産業活力再生特別措置法に基づく特例措置の2年延長等
 - （1）事業革新設備を取得した場合の特別償却制度（25%）（所得税・法人税）
 - （2）認定事業再構築計画等に係る登記の税率の軽減措置（0.8% 0.2%等）（登録免許税）
 - （3）同計画等に従って事業譲渡等を受けた場合の税額の減額措置（6分の1）（不動産取得税）

- 5 鉱工業技術研究組合に対する所得計算の特例措置（試験研究用資産の圧縮記帳）の適用期限の2年延長（法人税）
- 6 次に掲げる事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（30%）又は税額控除制度（7%）の2年延長（所得税・法人税）
 - （1）中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画による機械等の取得
 - （2）中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画による機械等の取得
 - （3）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画による機械等の取得
- 7 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく企業立地計画により取得する機械・建物等の特別償却制度（機械15%、建物8%）の2年延長（所得税・法人税）
- 8 事業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の2年延長（法人税等）
- 9 卸売市場法に基づく卸売業の合併等に係る登記の税率の軽減措置（0.7% 0.5%等）の2年延長（登録免許税）

第3 森林・林業施策の推進

- 1 住宅借入金等を有する場合の税額の特例控除の拡充（平成21年から25年までに居住した場合の措置で最高500万円（長期優良住宅については最高600万円）等（所得税・住民税）
- 2 山林所得に係る森林計画特別控除（20%）の2年延長（所得税等）
- 3 植林費の損金算入の特例措置（35%）について、一部見直した上、2年延長（法人税等）
- 4 森林組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の2年延長（法人税等）
- 5 （独）農林漁業信用基金の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4% 0.1%）の2年延長（登録免許税）
- 6 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に基づき入会権者等が取得する土地に対する減額措置（入会権の持分相当額を減額）の2年延長（不動産取得税）

- 7 林業用軽油免税措置（32.1円／リットル）の存続（軽油引取税）
- 8 国有林野事業の一部独立行政法人化に伴う税制上の所要の措置(複数税目)
- 9 森林国営保険の独立行政法人化に伴う税制上の所要の措置（複数税目）

第4 水産施策の推進

- 1 漁業協同組合の貸倒引当金の特例措置（16%増）の2年延長（法人税等）
- 2 漁業信用基金協会の抵当権の設定登記等の税率の軽減措置(0.4% 0.1%)の2年延長（登録免許税）
- 3 漁業用軽油免税措置（32.1円／リットル）の存続（軽油引取税）
- 4 漁業協同組合が漁業協同組合連合会の権利義務を包括承継した場合の不動産の所有権等の移転登記（現行0.4%等据置）の1年据置

第5 その他の事項

- 1 中小法人等に対する軽減税率の時限的引下げ（法人税）
- 2 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活（法人税）
- 3 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合に即時償却を可能とした上、2年延長（所得税・法人税）
- 4 生命保険料控除の改組（所得税・住民税）
- 5 特定退職金共済金制度の対象となる法人について、公益社団・財団法人に代えて、退職金共済事業に関する情報開示が適正に行われること等の要件を満たす一般社団・財団法人とする。（所得税・法人税等）
- 6 平成16年度新潟県中越地震災害による被災代替家屋に係る税額の特例措置（4年間2分の1）の2年延長（固定資産税・都市計画税）